

別表－1 事業の内容、補助対象経費及び補助対象者

補 助 対 象		補助率又は補助額	補助対象者	採 択 要 件 等	重要な変更
事 業	経 費				
みやざき有機農業拡大加速事業	<p>1 有機農業技術普及拡大対策 有機農業の技術普及に向け、補助対象者が生産者等に対し実施する研修会の開催や現地指導に要する経費</p> <p>(1) 栽培技術研修会など生産者の技術・知識向上に向けた支援に必要な経費 (2) 先進有機農業者による現地指導活動に必要な経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	宮崎県有機農業連絡協議会	<p>1 県内在住または県内に事務所を有すること</p> <p>2 有機JAS認証拡大対策のうち、(1)については、転換2年目及び3年目(3年目は多年生作物に限る)を対象とする。</p>	<p>1 事業の新設</p> <p>2 補助金の増</p>
	<p>2 有機JAS認証拡大対策 補助対象者が生産者等に対し実施する有機JAS転換期間中の掛かり増し経費支援、有機JAS認証取得、有機JAS適合資材リスト登録支援に必要な経費</p> <p>(1) 生産者の有機JAS転換期間中(禁止資材の使用を中止した時点から有機農産物の認定を受けるまで)の掛かり増し経費</p> <p>(2) 生産者の有機JAS認証(有機農産物、有機加工食品の生産工程管理者)取得に要する経費</p> <p>(3) 生産者等の有機JAS認証(小分け業者)取得に要する経費</p> <p>(4) 生産者等の有機JAS適合資材リスト登録に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>2年目=2万円/10a以内 3年目=1万円/10a以内</p> <p>10分の10以内(間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1以内の額を上限とする)</p> <p>10分の10以内(間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1以内の額を上限とする)</p> <p>10分の10以内(間接補助事業に係る補助対象経費の2分の1以内の額を上限とする)</p>	<p>農業者、農業法人、民間事業者</p>	<p>3 有機JAS認証拡大対策のうち、(2)については、2年目の継続維持審査経費のみを対象とする。ただし、国事業の予算の関係で、初回取得において国事業の募集がなかった者は、初回取得に係る経費を補助対象とする(この場合は、2年目は対象外とする)。</p> <p>4 有機JAS認証拡大対策のうち、(3)及び(4)については、初回取得または初回登録のみを対象とする。</p>	